

公益財団法人草加市文化協会役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

平成24年 7月25日制定

改正 平成26年 1月31日

改正 平成27年 5月25日

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人草加市文化協会（以下「協会」という。）定款第14条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、協会を主たる勤務場所とし、週4日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号で定める報酬、賞与であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む。）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第3条 常勤役員への報酬は、評議員会で定める年間報酬額内で、理事会において定める額を支給する。

(期末手当)

第4条 協会は、常勤役員に期末手当を支給する。

- 2 常勤役員の期末手当については、草加市の市長等の給与等に関する条例（昭和44年条例第45号）の規定を準用する。

(退職手当)

第5条 役員及び評議員には、退職手当を支給しない。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等の支給日については、職員の例に準ずる。

(費用)

第7条 協会は、理事会に出席した役員並びに評議員会に出席した評議員に対し、費用弁償として日額3,000円を支給する。

2 監事については、定款第26条の職務執行を行った場合においても、前項の費用弁償を支給する。

3 前2項の規定については、常勤役員及び草加市職員の身分を有する者を除く。

4 協会は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

5 役員及び評議員がその職務により出張する場合には、出張に要する旅費を支給する。この場合の算定方法は、職員の例に準ずる。

6 常勤の役員の通勤に要する交通費は、公益財団法人草加市文化協会職員の給与規程(平成12年5月18日制定)第21条に規定する職員の通勤手当の支給を準用する。

(公表)

第8条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(委任)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人草加市文化協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月25日から施行する。